



進路通信

第2号

岩手県立宮古恵風支援学校

進路部

発行 令和7年7月4日

(年間5回発行)

●高等部 前期現場・校内実習● 6/2(月)～6/20(金)

3週間にわたり、2・3年生の現場実習、1年生の校内実習が行われました。自分の進路実現に向けて、それぞれに目標を意識しながら取り組みました。1年生は終日「働く」という経験を通して、仕事の大切さと大変さを学び、後期実習や次年度以降へとつながる貴重な機会となりました。2・3年生は様々な作業内容を体験することで、自己の適性について考えるとともに、進路選択と決定に向けた充実した実習にすることができました。

一般就労グループ

実習先：サホームみやこ、株式会社マル舗装、いわて生活協同組合マルコープ DORA、岩手アライ株式会社、特別養護老人ホーム平安荘、株式会社エビー

日頃の作業学習で学んでいる「報告・連絡・相談」を社会に出て実践しました。相手に伝わるタイミングや話し方を考えて職場の方とコミュニケーションをとったり、一緒に働いたりする中で、「社会人らしさ」を体感できました。また、公共交通機関などを利用して自力で通退勤することで、より具体的に卒業後の生活をイメージすることにもつながりました。

福祉的就労グループ

実習先：宮古アビリティセンター、アトリエSUN、SELP わかたけ、みやこワークステーション、いずみの里、あおば工房、ジョブ・パートナー山田、鳥もと、ハクの家

圏域内のA・B型事業所に分かれて行いました。事業所ごとの特色ある作業内容に、初めて取り組むものも多くありましたが、分からないことを積極的に質問したり、いただいた助言を受け止めて実践したりすることができました。大きな声で元気に挨拶をしたり、集中して時間いっぱい作業したりする姿を評価していただき、大きな自信になりました。

介護サービス利用グループ

実習先：結人、こっとん、かあむ、はまなす

圏域内の4か所の生活介護事業所に分かれて行いました。学校で行っている作業に取り組んだり、事業所の行事に参加したりしながら、職員の方や様々な年代の利用者の方と関わるすることができました。徐々に施設の環境に慣れ、自分の好きな活動を見つけて落ち着いて過ごしたり、意欲的に活動したりすることができました。

1年生 校内実習

作業内容：校舎内外の清掃、わかたけ学園の窓清掃、リサイクル作業、紙工製品製作

今年度もリアス環境管理株式会社の方をお招きし、清掃の基本を学びました。道具の正しい持ち方や使い方、綺麗で丁寧に清掃するコツなどを教えていただき、「清掃業」という仕事のノウハウを身に付けることができました。その後の校舎内外やわかたけ学園の清掃では、教えていただいたことを自分たちで何度も確認し合いながら取り組みました。

その他にも、ペットボトルや空き缶のリサイクル作業、紙すきでの封筒製作を行いました。それぞれに役割を分担し、協力して分別作業や製品製作を行うことで、「一緒に働く仲間」という意識をもって作業をすることができました。



● 中学部 前期校内実習 ● 6/2(月)～6/13(金)

中学部では年間2回、校内実習を行っています。今回は1年生にとって初めての实習でした。「まごころをこめて、製品をたくさん作るぞ!」を班目標にして、朝から帰りまで作業に取り組む10日間を全員でやり遂げることができました。実習終了後の報告会では、それぞれの成果や目標の達成について発表し、お互いを称え合いました。

↓実習結団式では個人の目標や、全体の目標を確認して、みんなでやる気を高めました。

↓1年生は、一日中作業をすることの大変さを感じながらも、挨拶や報告など、働く上での基本的な態度や姿勢を意識しながら取り組みました。

↓仲間と協力して、一生懸命働く経験ができました。

↑報告会では、個人目標の振り返りや、完成した製品の数を発表しました。また、“給料”をもらうことで働くイメージをもつことができました。

● 進路についてのコラム ●

◎法定雇用率

「障害者の雇用と促進等に関する法律」により、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合が一定率（法定雇用率）になるように全ての事業主に義務付けられています。

昨年から法定雇用率の段階的な引き上げにより、民間企業の法定雇用率は2.5%です。従業員を40.0人以上雇用している事業主は、障がい者を1人以上雇用しなければなりません。そして、令和8年7月より法定雇用率が2.7%引き上げられ、従業員が37.5人以上の民間企業は、障がい者を1人以上雇い入れる義務が生じます。働くことができる職場がこの先増えることに大いに期待しています。

◎就労アセスメント「働くための訓練をする」

「就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメント」とは、在学中の特別支援学校卒業予定者（高等部3年生）が卒業後に就労継続支援B型事業所の利用を希望する場合、その生徒が一般就労可能かどうかを見極めるアセスメント（評価）です。宮古圏域では、多機能事業所「ワークプラザみやこ」にて3週間（原則15日間）の実習を行います。自力での通勤が原則で、実習後に評価会議を行います。

普段、一般就労を目指して訓練をしている利用者を就労に導いているワークプラザみやこの支援員さんの視点で、現在の働く力を客観的に判断していただく貴重な機会となります。

就労アセスメントは、市町村福祉課、相談支援事業所、就労移行支援事業所（※18歳未満の場合、児童相談所）それぞれでの手続きが必要です。

※就労・雇用に関する詳細は令和7年度進路の手引きのP15～P16をご参照ください。